

ユビキタスシステム開発検討委員会規約

第1条（委員会の名称）

本委員会の名称を、ユビキタスシステム開発検討委員会（以下「委員会」という。）とする。

第2条（目的）

委員会は、ユビキタスコンピューティング技術を活用した先進的な食の安全・安心システム（以下「システム」という）の開発及びトレーサビリティシステムの効率的な普及を図る。

第3条（検討事項）

検討委員会は、次の事項について検討する。

- (1) システム（トレーサビリティシステムを含む）の開発
- (2) 第三者認証システムの構築
- (3) システム実証の応募課題の選考及び提言・評価
- (4) その他、上記の目的達成に資する事項

第4条（委員会の構成）

- (1) (社) 食品需給研究センター理事長は、有識者に委員会委員を委嘱する。
- (2) 委員会の座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 委員会は、理事長の承認を得て、必要に応じて部会を置くことができる。

第5条（委員活動の制限）

- (1) 委員は、システム実証の応募課題に参加・協力することはできない。しかし、採択後は、システム実証団体に参加・協力することはできるが、その場合には、当該システム実証団体の評価に参加できない。
- (2) 委員は、委員が所属する機関の職員が参加・協力するシステム実証の応募課題については、当該応募課題の利害関係者と見なされ、当該応募課題への選考及び評価に参加できない。

第6条（委嘱期間）

委員の委嘱期間は、平成18年4月27日から平成19年3月29日までとする。

第7条（事務局）

ユビキタスシステム開発検討委員会の事務局は、社団法人食品需給研究センターに置く。

付 則

本規約は、平成18年4月27日より施行する。